

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 5 1 号	三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
税 務 課	<p>【改正趣旨】 個人市民税に係る寡婦（夫）控除の対象への未婚のひとり親の追加、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等の地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正概要】</p> <p>1 個人市民税関係</p> <p>(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置の新設（令和 3 年 1 月 1 日施行） これまで配偶者との離婚・死別によるひとり親について適用していた寡婦（夫）控除について、未婚のひとり親を対象に加えるもの。</p> <p>(2) 肉用牛売却所得課税に係る特例措置の適用期限延長（公布の日施行） 現行、令和 3 年度までとされている適用期限を令和 6 年度まで延長するもの。</p> <p>2 固定資産税関係（公布の日施行）</p> <p>(1) 所有者不明の土地・家屋の使用人課税制度の新設 所有者不明の土地・家屋について、事前に使用者に通知したうえで使用者を所有者とみなして課税することができることとするもの。</p> <p>(2) 現に所有している相続人等の申告制度の新設 登記簿上の所有者が死亡している場合に、現所有者に固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとするもの。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による改正</p> <p>(1) 個人市民税に係る住宅ローン控除の適用期間延長（令和 3 年 1 月 1 日施行） 現行、令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までに取得し、入居した住宅に適用する住宅ローン控除について、その適用期間を令和 3 年 1 2 月 3 1 日までの入居へと延長するもの。</p> <p>4 その他所要の規定の整備</p>